別紙第２

勧　　告

本委員会は，別紙第１で報告してきたとおり，本年の公民較差（△1,503円・△0.35%），民間事業所における手当の支給状況や雇用調整の状況，本年の人事院勧告の内容等を総合的に勘案し，次の事項を実現することが必要であると考え，そのための所要の措置を講ずることを勧告する。

１　給料表について

（1）　現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

（2）　現行の暫定給料月額を受ける職員の給料月額を別記第２のとおり改定すること。

２　初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を216,000円とすること。

３　扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を13,000円とすること。

４　期末・勤勉手当について

(1) 平成17年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.75月分（特別管理職員にあっては，0.95月分）とすること。

(2)平成18年度以降については，６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.725月分（特別管理職員にあっては，0.925月分）とすること。

(3)再任用職員については，12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分（特別管理職員にあっては,0.5月分）とすること。

(4)任期付研究員及び特定任期付職員については，12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

５　改定の実施時期等

以上の改定は，この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは,その日）から実施すること。ただし，４の(2)については，平成18年４月１日から実施すること。